審　査　基　準

令和５年４月１日作成

法　　令　　名：技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：第５条第２項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許センターに提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許センター 技能・教習所係 （電話 025-256-1212 内線 256）
備　　考：